

高齢者虐待防止講演会 「高齢者虐待と成年後見制度について」

～身近にある高齢者虐待に、あなたは気づいていますか？～
(講師：南都総合法律事務所 弁護士 福本 佳苗さん)

認知症の高齢者が増える中、介護者の介護負担による心のストレスは高齢者虐待につながる可能性を多く含んでいます。しかし、常に関わっている家族や支援者は気づかないこともあります。

虐待に対する知識を深め、虐待を早期に発見することで高齢者虐待防止を目指します。

日時＝11月2日(木)14時～15時30分
(開場13時30分～)

場所＝DMG MORI やまと郡山城ホール 小ホール

対象＝市内在住の人、市内の医療・介護関係者

定員＝300人(申込不要・先着順)

問合せ＝地域包括支援センター(☎55-7733・FAX 55-6831)

10月16日(月)～22日(日)は 「行政相談週間」です

登記・年金・保険・雇用など、国の仕事について、わからないこと、困りごとがありましたら気軽に相談してください(相談無料・秘密厳守)。

市では、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が毎月第3木曜に行政相談所を開設しています。

相談日時＝10月19日(木)13時～16時

相談場所＝市民相談室(市役所2階213番窓口)

※行政相談委員：藤本 賢司・丸山 光子

問合せ＝市民相談室(内線245)

◆10月から奈良行政評価事務所の名称が、「奈良行政監視行政相談センター」に変わります。

(行政相談業務はこれまでどおり変わりません)

問合せ＝奈良行政監視行政相談センター
(☎0742-24-1100)

「看護職ミニ就職相談会」 のお知らせ

求人施設紹介・就職相談・交流カフェなど、看護職の就職・再就職・転職活動に役立つ情報をお届けします。

日時＝10月19日(木)12時30分～16時

場所＝王寺町地域交流センター

問合せ＝(公社)奈良県看護協会 奈良県ナースセンター(☎0744-25-4031)(土・日曜と祝日を除く8時30分～17時) (保健センター)



■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



「成年後見制度」
を知っていますか?

大和郡山市消費者センター
☎53-1583(直通)
相談受付 月～金曜
9時～16時

【成年後見制度とは】

判断能力の衰えた人を保護・支援するために定められた国の制度です。判断能力が衰えると、預貯金や不動産など自分自身の財産を管理することが難しかったり、介護や福祉のサービスが必要な状態であっても自分で適切な契約ができないことがあります。また、詐欺や悪質商法の中には判断能力の衰えにつけ込むものもあり、そうした被害を防ぐためにも活用できます。

【成年後見制度の種類】

成年後見制度は2種類に分けられます。

《法定後見制度》

判断能力が不十分といってもその程度はさまざまです。法定後見制度は本人の状況に応じて3種類に分けられます。

<後見>判断能力を欠く状態…

日常の買い物は一人では難しい

<保佐>判断能力が著しく不十分な状態…

日常の買い物は可能だが財産管理は難しい

<補助>判断能力が不十分な状態…

財産管理は一人ではできるが不安がある

制度を利用するには家庭裁判所に申立てをする必要があり4親等内の親族(両親・兄弟・子・おい・めい・いとこなど)に限定されています。

友人や知人は申立てをすることができません。身寄りのない人や親族が申立てできない場合は、市町村長が申立てをすることができます。

《任意後見制度》

判断能力が十分あるうちに将来の支援者や支援内容を決めておき、公正証書によって任意後見契約を締結します。本人の判断能力が低下したら家庭裁判所への申立てによって任意後見監督人が選任されます。これによって任意後見が開始されます。